

スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が行ったスポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与すべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(仲裁の申し立て)

第2条 スポーツ競技又はその運営に関して、本協会が行った決定事項に対して競技者等から不服の申し立てがある場合は、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

(その他)

第3条 この規程の変更は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和3年3月26日から施行する。